

栃木県マロニエ建築賞募集要領

この要領は、栃木県マロニエ建築賞実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、その募集について必要な事項を定める。

第1 募集対象

県内において、応募の3年前の日の属する年の4月1日以降に竣工（改修を含む。）した建築物や建築物群（以下「建築物」という。）で、次のいずれかに該当するもの。

- ア 意匠、形態等に優れ、文化性、芸術性を効果的に表現しており、将来のまちづくりをリードしていくような建築物
- イ 地域の特性を生かした景観への配慮や優れた修景が施されているなど、まちづくりへの貢献が期待できる建築物
- ウ 高齢者、障害者等をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮されており、利用者にやさしい雰囲気を作りだしている建築物
- エ 脱炭素社会へ向け、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化などの取組を行っている建築物

第2 応募方法

1 応募者

建築主、設計者及び施工者の連名による応募とする。

2 提出書類等

- ア 応募用紙（別記様式）
- イ 審査資料（タイトル、案内図、配置図、平面図等、現況写真、応募理由をA1判のパネル1枚にまとめたもの。別紙参照。）

3 提出先

- ア 栃木県（県土整備部建築指導課）
- イ 一般社団法人栃木県建築士会
- ウ 一般社団法人栃木県建築士事務所協会
- エ 一般社団法人栃木県建設業協会
- オ 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部栃木地域会
- カ 公益財団法人とちぎ建設技術センター
- キ 一般社団法人日本建築学会関東支部栃木支所

4 応募時期

栃木県マロニエ建築賞運営委員会が毎年度定める募集期間とする。

第3 表彰

表彰の種類は、次のとおりとし、要綱第4条の規定により表彰する。

ア 栃木県マロニエ建築賞

栃木県マロニエ建築賞審査会（以下「審査会」という。）が、応募のあった建築物を審査し、「特に優れた建築物」として選考した建築物1点を栃木県マロニエ建築賞とする。

イ 栃木県マロニエ建築賞 優良賞

審査会が、応募のあった建築物を審査し、「優れた建築物」として選考した建築物若干数を栃木県マロニエ建築優良賞とする。

ウ 栃木県マロニエ建築 環境にやさしい建築賞

審査会が、応募のあった建築物を審査し、「脱炭素社会へ向け優れた建築物」として選考した建築物若干数を栃木県マロニエ建築「環境にやさしい賞」とする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 2 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 12 日から適用する。